

女川町住宅用高効率給湯器設置補助金 申請等の手引き



受付・問合せ先はこちらまで

女川町役場 町民生活課 環境係

☎0225-54-3131 内線164

※本補助金は、みやぎ環境交付金を活用して補助を行っています。

1 女川町住宅用高効率給湯器設置補助事業の概要

①趣旨

省エネルギー対策を促進し、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図ることを目的にし、住宅用高効率給湯器を設置した方に対して補助金を交付するものです。

②補助対象者

☆次の要件を全て満たす個人の方となります。

- 町内の自ら所有する住宅に居住している方又は、町内に自ら居住する目的で新築住居に高効率給湯器を設置した方。

店舗、事務所と兼用している場合は、住宅部分に係るの面積が総床面積の2分の1以上のものに限りします。※1

- 市町村民税等に未納がない方 ※2

市町村民税等とは次のものとなります。

市町村民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税・介護保険料
及び後期高齢者医療保険料

※1 「町内の自ら所有する住宅に居住」とは、申請時点において女川町内に住所を有していることをいいます。

「町内に自ら居住する目的で新築住居に」とは、申請者が自ら所有することを指していますが、申請者の親等が保有し、実際の維持管理が申請者本人が行っている場合も含まれます。ただし、自ら購入した者に限りします。

※2 申請時に本町において、市町村民税等課税履歴がない方は、前居住地において未納がない方となります。

注意！ 次に該当する方は対象となりません。

- 法人
- 賃貸を目的で高効率給湯器を設置した方
- 販売を目的で高効率給湯器を設置した方
- 高効率給湯器付き住宅を購入した方

- 既に当該補助金の交付を受けている方
- 同一世帯で、他に当該補助金の交付を受けている方がいる場合

この5項目に該当の方は、要綱において対象外となっております。

③補助対象となる高効率給湯器

潜熱回収型給湯器

ガスエンジン給湯器

CO2冷媒ヒートポンプ給湯器

潜熱回収型とCO2冷媒ヒートポンプの機能を併せた給湯器

④補助金の金額

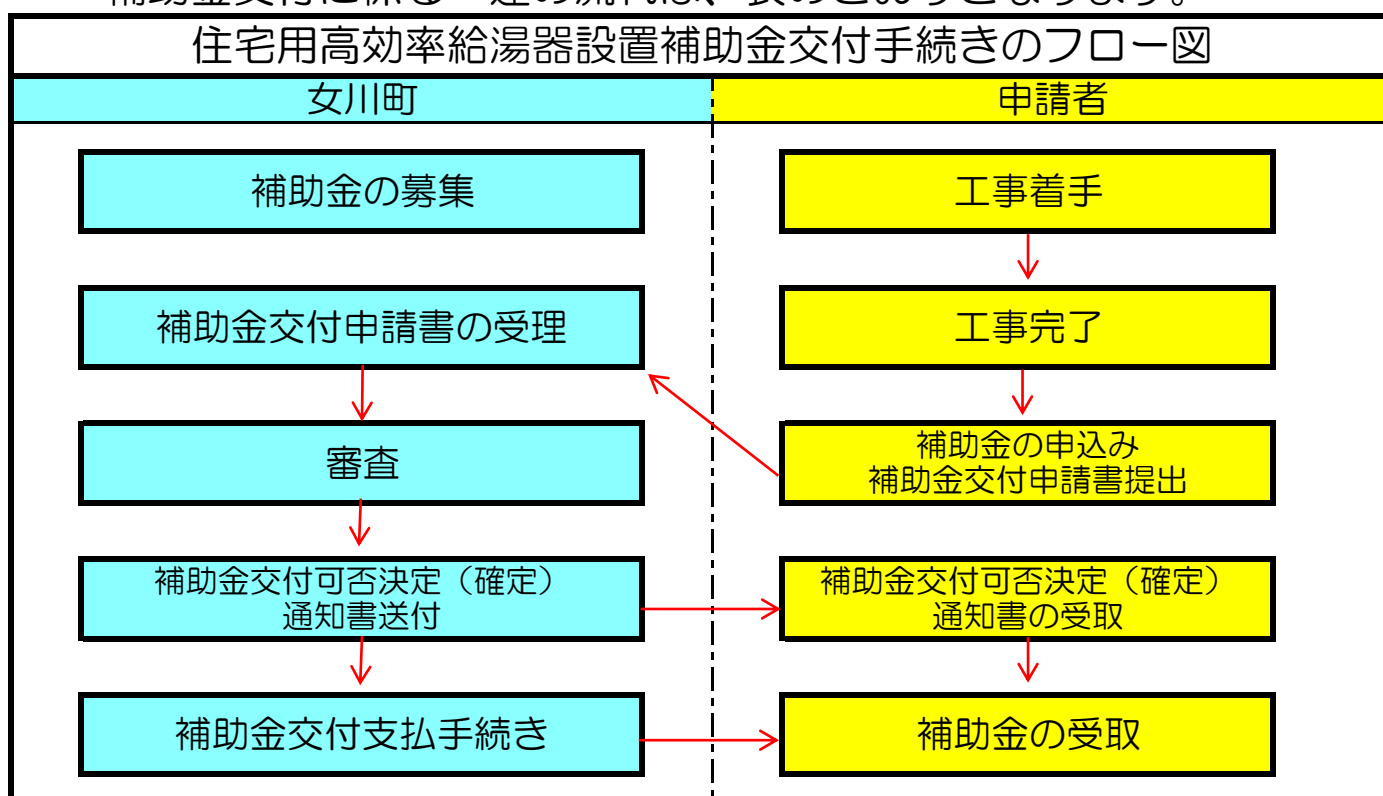
補助対象給湯器の購入及び設置費用の3分の1に相当する額として1,000円未満の端数は切捨てとなります。

ただし、補助金上限額は50,000円となります。

2 補助申請から補助金受け取りまで

平成27年度から、高効率給湯器の設置後に申請するように変更となりました。

補助金交付に係る一連の流れは、表のとおりとなります。



補助金の申請（補助対象給湯器設置完了から起算して2年以内）

○申請するにあたり提出に必要な書類はつぎのとおりです。

- ・ 女川町住宅用高効率給湯器設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 建築工事請負契約書の写し（新築の方） ※1
- ・ 補助対象給湯器の設置工事請負契約書の写し（既設の方）
- ・ 補助対象給湯器に係る支払したことが分かる書類の写し ※2
- ・ 補助対象給湯器の形式・出力が確認とれる書類 ※3
- ・ 補助対象給湯器の配置図並びに設置後の写真 ※4
- ・ 住民票の写し（申請者のもの）
- ・ 市町村民税等が滞納がないことを証明する書類（証明願） ※5
- ・ 補助対象給湯器の保証書の写し

※1 建築工事請負契約書に対象システム分内訳が分かるもの

※2 支払したことが分かる書類とは、領収書並びにローンの契約書等となります。

※3 対象となる高効率給湯器の形式と型番が分かる、パンフレットの写しで構いません。

※4 設置後の写真は、給湯器全体の配置が分かる設置写真となります。次ページ記載例を参考としてください。

※5 女川町で証明書を取得する場合には、次ページの各様式ダウンロードして必要事項記入したうえ、女川町税務課に提出すると証明書を発行してもらえます。

女川町に課税履歴がない方は、前居住地において納税証明（未納がない証明）を提出ください。

高効率給湯器設置後の写真例

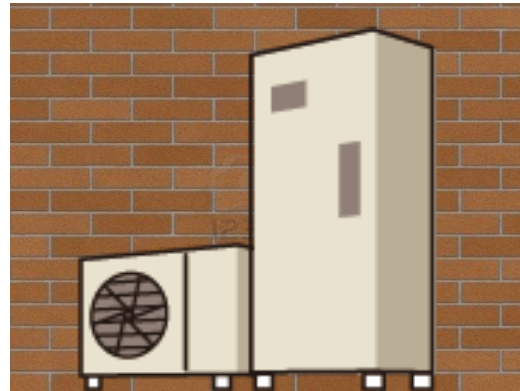
高効率給湯器設置後の全景

潜熱回収給湯器（エコジョーズ・エコフィール）
給湯器本体の全景

ガスエンジン給湯器（エコウィル）
発電ユニット・貯湯ユニットの全景

Co2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
ヒートポンプユニット・貯湯ユニットの全景

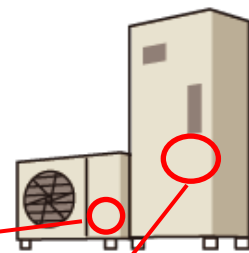
ヒートポンプと潜熱回収給湯器（エコワン）
ヒートポンプユニット・貯湯ユニットの全景



製造番号等の写真（読取れること）

ユニットごとの製造番号等が読取れる写真

上記のエコウィル・エコキュート・エコワンは
貯湯ユニットと各発電・ヒートポンプユニット
の製造番号・出力・規格が読取れる写真

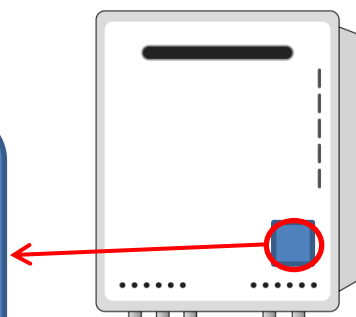


西芝ヒートポンプユニット
製造番号 9012345689
型式番号 NSSB-333
定格出力 1.9Kw
定格電圧 200v
製造者名 西芝電機株式会社

西芝貯湯ユニット
製造番号 9912345689
型式番号 NSSB-555
タンク容量 460L
最高圧力 195kpa
製造者名 西芝電機株式会社

エコジョーズ・エコフィールは給湯器本体の
製造番号・出力・規格が読取れる写真

日本ガスエコジョーズ
製造番号 ABK84
型式番号 NG-J90
風呂能力 9.6Kw
暖房能力 18.9Kw
製造者名 日本ガス株式会社



各自、拡大して読み取れるように写真を撮ってください。

記載例

申請書提出日を記載

様式第1号（第6条関係）

平成27年 5月16日

女川町長 様

申請者

住所 女川町女川浜字大原316

氏名 復興進

電話 0225-54-3131



女川町住宅用高効率給湯器設置補助金交付申請書

下記のとおり住宅用高効率給湯器を設置したので、補助金を交付されますよう女川町住宅用高効率給湯器設置補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

記

1 申請内容

設置場所	女川町 女川浜字大原316			建物の区分	新築・既設
補助対象給湯器	種類 ※	1 潜熱回収給湯器 2 ガスエンジン給湯器 3 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器			
	メーカー名	西芝	形式番号	ECOKYU10	
設置完了日	平成27年 5月 2日	補助対象給湯器設置費用額		650,000円	
税抜額を記載すること		交付申請補助金額		50,000円	

※ 該当する給湯器の種類の番号に○をつけること。

2 振込先

金融機関名	ゆぽっぽ	銀行 金庫 組合 漁協	本・支店名	女川	本店 支店 本所 支所
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	9 9 9 9 9 9 9		
口座名義人	フリガナ	フッコウ ススム			
	氏 名	復興 進			

添付書類

- (1) 新築で申請
- (2) 補助対象給湯器
- (3) 補助対象給湯器
- (4) 補助対象給湯器費に係る支払をしたことが分かる書類
- (5) 住民票の写し並びに市町村民税等の滞納がないことを証明する書類
- (6) 補助対象給湯器の保証書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

振込先

補助金は銀行等への振込となりますので、振込先の金融機関等を記入してください。
なお、振込口座名義は申請者と同じであること。

記載例

(個人用)

証 明 願

平成 27 年 5 月 16 日

提出日を記載

女川町長 須 田 善 明 殿

申請者の住所氏名を記載

住 所 女川町女川浜字大原 3 1 6

氏 名 復 興 進



女川町住宅用高効率給湯器設置補助金交付申請に必要なので、下記税目について滞納がないことを証明願います。

記

-
- ☐ 町民税
 - ☐ 固定資産税
 - ☐ 国民健康保険税
 - ☐ 軽自動車税
 - ☐ 介護保険料
 - ☐ 後期高齢者医療保険料
-

上記の税目について滞納がないことを証明する。

平成 年 月 日

この証明願に必要な事項を記入のうえ女川町役場
税務課に提出してください。
滞納がなければ、この用紙に税務課で証明を
しますので申請書と一緒に添付してください。

女川町長 須 田 善 明

○申請書及び添付書類が全て揃いましたら、役場町民課環境係までに提出してください。原則、郵送では受付はいたしませんので、窓口に出提出をお願いいたします。

書類等を確認し、申請書を受理しましたら審査を行います。

審査は数日掛かりますが、結果については申請者宛てに補助金交付可否決定（確定）通知書を送付いたします。

その通知において、「交付する」の場合は、補助金交付が決定して交付額が確定したことになります。

補助金交付可否決定通知で「交付しない」の場合は、補助対象要件及び欠格事項等の理由により（通知書に明記）交付できません。

「交付する」の通知を受けた方は、町において補助金の振込手続きを行い、送付後の2週間程度までに、指定された金融機関に補助金の振込みをいたします。

★注意事項

①補助金の返還

住宅用高効率給湯器設置補助事業により、補助を受けた方が、次の項目に該当した場合、**補助金の返還を求められることがあります。**

○女川町補助金交付規則、この補助金交付要綱に違反したとき

- ・補助を受けた住宅用高効率給湯器を、承認を受けず補助目的に反し使用・譲渡・交換・貸付・担保に供することは出来ません。

この場合、補助金の交付を受けた全額を町に納入（返還）しなければなりません。

なお、住宅用高効率給湯器の法定耐用年数を越えた場合や天災等により、き損等した場合は該当しませんが、その際は担当係にご連絡ください。

なお、高効率給湯器の法定耐用年数は6年です。

○補助金を他の用途に使用したとき

- ・補助金を住宅用高効率給湯器以外に使った場合となります。
この場合も、補助金を受取った後に事実が判明した場合、
全額を町に返還することになります。

○虚偽の申請・不正な手段で補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

- ・上記と同様な措置となります。

②関係書類の保管

この補助事業での関連する書類については、補助金交付後も大切に保管してください。

町の補助金交付要綱において、補助を受けた関連書類等は廃止した翌年度から5年間保管することになっています。

★解らないこと・問い合わせは町民課環境係までご連絡下さい。



シーバルちゃん

きらきら・いきいき・港 みなと **女川**